

# 第1章 概 況

## 1 市 勢

### (1) 位 置

三島市は、首都東京から約100kmで、東経138度55分、北緯35度06分に位置し、北は裾野市、南は函南町、西は沼津市と長泉町及び清水町、東は神奈川県箱根町の箱根町と隣接している。

市域面積は62.02km<sup>2</sup>で、東西11.11km、南北13.24km、市域の7割が北東部の箱根山西麓に当たり、3割が南西部の平坦地をなしている。



方 位	地 名 等	経 緯 度
極 東	箱 根 峠	東経 139 度 01 分
極 西	千 貫 樋	東経 138 度 54 分
極 南	御 園	北緯 35 度 04 分
極 北	片 平 山	北緯 35 度 11 分

三島市役所 東経 138 度 55 分 北緯 35 度 06 分

## (2) 沿革

三島市は、東海道に沿って箱根山南西麓に古くから発達した都市で、かつては伊豆国の中心地として国庁が置かれ、中世には三嶋大社の門前町として、近世には東海道の宿場町として発展してきた。

明治 22 年の市制・町村制の施行に伴い三島町が誕生し、その後、昭和 10 年 4 月 1 日に北上村、昭和 16 年 4 月 29 日に錦田村と合併して市制を施行、昭和 29 年 3 月 31 日中郷村と合併して現在に至る。

当市は、富士の清冽な地下水に恵まれ、かつては市内のいたるところで湧水がいく筋もの流れをつくっていたところから「水の都三島」として知られていた。この豊富な地下水と温暖な気候及び大都市圏への交通の便利さを背景として、文教、住宅、観光、商業を中心とする複合都市を形成しつつある。

(令和 4 年 3 月 31 日現在)

住民基本台帳（外国人登録を含む） 107,923 人 49,919 世帯

## 2 三島市のごみ処理の沿革について

年 月	事 項
昭和 24 年当時	農村地区を除く市街地の一般家庭から排出された「ごみ」は埋立処理されていた。当時のごみ収集形態は、街にコンクリート製据え置き型のごみ箱を設置し、大八車で収集していた。
昭和 29 年当時	三島市賀茂之洞に、焼却能力 10 t / 日の岩本式塵焼却場が建設された。総工費は約 407 万円（現在価値で約 146 億円）で、敷地面積は 424 坪（1,401 m <sup>2</sup> ）、収集人口 35,000 人が対象とされた。運搬にはトラック 1 台、三輪車 3 台が使用され、事務職員、運転手、作業員計 21 人が従事していた。
昭和 37 年当時	環境衛生都市宣言を行い、従来のごみ焼却能力を 10 t / 日から 20 t / 日に向上させた。
昭和 38 年当時	従来コンクリート製据え置き型ごみ箱から、ポリ容器型（市内の一部）に変更された。また、収集形態は、ダンプトラック及び押込みパッカー車が導入され、「燃えるごみ」を収集していた。
昭和 45 年当時	増大するごみ処理対策として、処理能力 25 t / 日（2 基 50 t）のエバラ A II 型（機械化バッチ炉）焼却施設が設置された。ごみの投入方式は直投式で、煙害防止施設として集塵用にマルチ・サイクロン、微小粉塵及び煙道ガス除去用に洗煙装置がつけられた。ごみの収集形態は、従来「燃えるごみ」から「燃えるごみ」、「燃えないごみ」の分別収集となった。
昭和 59 年当時	ごみの減量対策の一環として、資源ごみ回収団体報奨金制度が設けられ、古紙、空きびん、鉄くず、布等を集団で回収している団体に対して助成することになった。
平成元年 1 1 月	昭和 63 年まで機械化バッチ炉で焼却処理していたが、増大するごみ処理、最終処分場の延命化、敷地の高度利用、公害対策として、総工費 23 億 5 千万円をかけてごみ焼却処理施設（旋回流型流動床炉、平成元年 10 月竣工）が建設され、稼働を開始した。

平成2年2月	ごみ焼却処理施設に続き、総工費6億9千百万円をかけて粗大ごみ処理施設（鉄、アルミ、埋立物、燃えるごみの4種選別、平成2年1月竣工）が建設され、稼働を開始した。
平成3年度	昭和62年から平成2年までごみの減量化・堆肥化を目的として、コンポストの実証事業を実施し、成果が得られたため、コンポスト無償貸与事業を開始した。
平成5年8月	ごみの資源化を推進するため、「燃えないごみ」として収集していたもののうち、資源として再生利用できる空き缶・空きびんを毎月1回収集する分別収集を2自治会で開始した。
平成6年1月	増え続けるごみの減量化、集積所の美観、ごみ収集・処理作業の安全確保、焼却炉の延命などを目的に、炭酸カルシウム入り半透明ごみ袋を市指定ごみ袋とした。指定ごみ袋は「燃えるごみ用」・「燃えないごみ用」の2種類でスタートした。
平成7年度	平成3年度から実施しているコンポスト無償貸与事業に続き、ぼかし容器無償貸与事業を開始した。（コンポスト、ぼかし容器の貸与状況は44ページ参照）（貸与要領は66ページ参照）
平成7年7月	平成5年8月から開始した空き缶・空きびんの分別収集を48自治会に拡大した。
平成7年8月	小売店と消費者が主役となり、販売・消費の段階でごみになるものを減らすことを目的として、プレサイクル推進事業を実施した。簡易包装の推進や包装容器の回収など、ごみの排出抑制に取り組む小売店を「プレサイクル推進店」に認定し、『ハートでパッケージ』という言葉のスローガンにごみの減量に取り組むとともに、PRチラシ等を作成・配布するなどして、加入店舗や市民の利用の拡大を図ってきた。現在は、買い物袋持参運動も行い、ごみの排出抑制に取り組んでいる。
平成9年4月	平成7年6月に容器包装リサイクル法が成立したことから、法に基づき分別収集計画を策定し、空き缶・空きびんを対象に月2回の分別収集を全自治会で開始した。また、資源ごみの分別収集の実施に伴って、2種類あった指定ごみ袋を「燃えるごみ用」のみとした。
平成9年7月	容器包装リサイクル法に基づき、資源古紙の収集を月1回、新聞・雑誌・段ボールの3分別で開始した。
平成11年9月	生ごみ処理機を購入する世帯に対し、購入費の2分の1の補助金を交付する生ごみ処理機購入費補助事業を開始した。（補助状況は44ページ参照、平成28年3月31日に事業終了）
平成12年度	平成12・13年度の2ヵ年で、ごみ焼却に伴い発生するダイオキシン類を削減するため、廃棄物処理法やダイオキシン類発生防止等ガイドラインに基づき、ダイオキシン恒久対策事業として、廃棄物処理施設排ガス高度処理施設整備工事（焼却施設の更新及び改造）を総工費2,357,775千円（工事施工監理委託16,275千円含む）にて実施した。
平成12年4月	資源古紙の収集を月2回に拡大した。また、ペットボトルの分別収集を開始した。
平成12年11月	資源古紙の分別収集に牛乳等紙パックを追加した。また、白色トレイの分別収集を開始した。

平成15年10月	炭酸カルシウム入りの市指定ごみ袋では炉内の燃焼効率が低く、平成12・13年度に実施したダイオキシン恒久対策事業で改修した焼却炉に合った材質への変更の必要があるため、市指定ごみ袋の材質を高密度ポリエチレンに変更した。 また、家庭ごみを集積所に排出することが困難な高齢者や障害者等を対象に、玄関先まで職員が出向き、ごみの回収を行うとともに、安否の確認を行う「ふれあいさわやか回収事業」を開始した。(実施要領は67ページ参照)
平成17年3月	平成15年度に策定した一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)に基づき、平成15年8月諮問した分別収集計画の見直し等について、廃棄物処理対策審議会から答申を受けた。
平成17年度	発泡スチロール減容機を導入し、白色発泡スチロールの資源化を開始した。
平成18年4月	資源古紙にミックス古紙を追加し、白色発泡スチロールを白色トレイと併せて分別収集を開始した。
平成20年4月	レジ袋の使用量の削減に協力していただいている事業者を「レジ袋使用量削減協力店」として認定し、レジ袋使用量の削減に向けた取組制度を開始した。(要綱は72ページ参照)
平成20年11月	清掃センターへ搬入された木製家具や剪定枝などを市内の一般廃棄物処分許可施設に搬出し、資源化処理を開始した。
平成21年4月	市内で発生する在宅医療廃棄物の排出ルールを三島市・三島市医師会・三島市薬剤師会で定め、平成21年2月10日「在宅医療廃棄物適正処理に関する協定締結式」を行い、平成21年4月1日から同ルールの運用を開始した。
平成22年1月	希少金属をリサイクルする目的で携帯電話等の小型家電の拠点回収を開始した。
平成22年度	第3埋立地の延命化を図るため、焼却灰の外部搬出を開始した。
平成22年8月	廃食用油をリサイクルする目的で拠点回収を開始し、資源ごみ回収団体報奨金制度に追加した。
平成23年4月	一般廃棄物収集運搬許可業者20社で組織される一般廃棄物組合と三島市の間で、地震や風水害などの災害時に市の依頼に応じて、一時的に大量に排出される避難市民の生活ごみ(家具、布団、陶器など)を原則無料で収集運搬する旨の協定を締結した。
平成24年2月	平成15年度に策定した一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)の改訂について、平成23年10月に廃棄物処理対策審議会に諮問し、答申を平成24年2月に受けた。
平成24年度	平成25年度から3箇年かけてごみ焼却処理施設基幹的設備整備工事を実施するために長寿命化計画を策定した。
平成24年4月	搬入された小型家電(家電4品目を除く)のリサイクルを開始した。また、資源ごみ回収団体報奨金制度にミックス古紙を追加した。
平成25年2月	市内5箇所にて衣類等の拠点回収を試行的に開始した。
平成25年度	平成25年度から平成27年度の3箇年で、老朽化したごみ焼却施設の延命化を目的として、循環型社会形成推進地域計画及び長寿命化計画に基づ

	<p>き、処理施設整備事業として総工費 2,590,245 千円（工事施行監理委託 17,745 千円含む）をかけて、ごみ焼却処理施設基幹的設備整備工事（焼却施設の更新及び改造）を実施した。</p> <p>また、平成 25 年及び 28 年度には、老朽化した粗大ごみ処理施設の延命化を目的として、循環型社会形成推進地域計画及び長寿命化計画に基づき、処理施設整備事業として総工費 168,666 円をかけて、粗大ごみ処理施設基幹的設備整備工事を実施した。</p>
平成 25 年 4 月	衣類等の拠点回収を市内 11 箇所に拡大し、本格的に開始した。
平成 25 年 11 月	パソコン（CRTディスプレイ及び CRT ディスプレー一体型パソコンを除く）の清掃センターでの受け入れを開始した。
平成 26 年 4 月	清掃センターに直接搬入された羽毛ふとんのリサイクルを開始した。
平成 26 年 7 月	ダンボールコンポスト（だっくす食ん太くん Neo）の販売を開始した。（令和 2 年度で販売を終了した。）
平成 27 年 3 月	平成 26 年 5 月に廃棄物処理対策審議会に諮問した、生活系自己搬入ごみ有料化実施計画及び事業系一般廃棄物処理手数料の改定について、答申を受けた。
平成 27 年 8 月	小型家電の拠点回収を市内 4 箇所で開始した。
平成 28 年 4 月	全ての市民を対象とする、粗大ごみの有料戸別収集を開始した。また、清掃センターへの生活系持ち込みごみの有料化を開始した。
平成 28 年 4 月	焼却施設の延命化及びエネルギー資源使用量削減のため、焼却炉の運転方法を 2 炉運転から 1 炉運転に切り替えた。
平成 28 年 11 月	資源物の持ち去り禁止に関する条項の制定及び少量排出事業者に係るごみ集積所利用制度の在り方について、平成 28 年 3 月に廃棄物処理対策審議会に諮問し、資源物の持ち去り禁止に関する条項の制定について、答申を受けた。
平成 29 年 3 月	平成 28 年 3 月に廃棄物処理対策審議会に諮問した、少量排出事業者に係る集積所利用制度の在り方について、答申を受けた。
平成 29 年 3 月	大規模災害時の復旧、復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ迅速に処理し、廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にすることを目的とした災害廃棄物処理計画を策定した。
平成 30 年 10 月	市内スーパー等 48 店舗で少量排出事業者用指定ごみ袋の取扱いを開始した。
平成 31 年 2 月	平成 30 年 8 月に廃棄物処理対策審議会に諮問した、一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）について、答申を受けた。
令和元年 7 月	靴・革製品等の拠点回収を市内 4 箇所で開始した。
令和元年 9 月	平成 31 年 2 月に三島市新規最終処分場候補地選定委員会を設置し、賀茂之洞地区を新規最終処分場の建設に適した候補地とする答申を受けた。
令和元年 12 月	庁議において、総合的に検討を行った結果、賀茂之洞地区を新規最終処分場の建設候補地として決定した。
令和 2 年 7 月	靴・革製品等の拠点回収を市内 6 箇所に拡大した。
令和 3 年 10 月	リネットジャパンリサイクル株式会社と宅配便を活用した使用済み小型家電等の回収に係る連携協力協定を締結した。
令和 4 年 4 月	清掃センターに直接搬入された毛布等のリサイクルを開始した。

### 3 ごみ処理に関する条例等の沿革

年 月	事 項
大正2年4月	「三島町汚物掃除規定」が制定された。この規定では、ごみ箱は隠蓋容器の使用、分別収集、無公害による埋立て又は焼却、また、これらに対する巡視の実施等がうたわれ、個人に対する清潔義務が主体となっていた。
昭和29年	「清掃法」が公布された。この法律では、市町村は清掃思想の普及、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善等、清掃事業の効率的な運営が義務付けられ、国、県はこれらに対する援助が義務付けられた。
昭和48年1月	「三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」が制定された。従来の「清掃法」と大きく違うのは、「汚物」を「廃棄物」に改めたことと、「廃棄物」を一般廃棄物と産業廃棄物に大別したことである。 また、事業者の責務を明確にし、処理責任、処理計画等を規定した。
平成7年9月	「三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」が改正された。この条例改正は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正（平成3年10月法改正・平成4年7月改正法施行）を踏まえて、廃棄物の排出の抑制と分別・再生等を図るため、市民、事業者、市等廃棄物に係る関係者の責務等関係事項を明記したほか、昭和51年以来据え置きとなっていた事業系一般廃棄物の処分手数料等の改定など全部改正をした。（改正条例は51ページ参照）
平成10年6月	「三島市ごみの不法投棄等防止条例」が施行された。この条例は、ごみのない清潔で美しいまちづくりを目的とし、ごみの不法投棄及び飼い犬のふんの放置を防止するために制定された。また、市民・事業者・市それぞれの責務を明確にし、容器入り飲料等を販売する自動販売機について、届出を義務付けるとともに回収容器の設置を義務付け、空き缶等のポイ捨てを防止することにより、市民の快適な生活環境の確保を図った。（条例は64ページ参照）
平成24年11月	「三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」が改正された。この条例改正は、「第2次一括法（平成23年法律第105号）」第171条の規定により、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第21条第3項（技術管理者の資格要件）が改正され、市町村が設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者にあつては、市の条例で定めることとなったため改正した（条例第12条の2を追加）。（改正条例は51ページ参照）
平成26年2月	「三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」が改正された。この条例改正は、平成26年4月1日から消費税が5パーセントから8パーセントに引き上げられることに伴い、一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処理費用の額を改正した。（改正条例は51ページ参照）
平成27年9月	「三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」が改正された。この改正により、ごみの減量や排出抑制、ごみ処理費用の負担の公平化、ごみ処理に係る税負担の軽減を目的に生活系自己搬入ごみを有料化し、併せて粗大ごみ戸別収集に係る処理手数料を規定した。また、平成7年9月以来据え置きとなっていた事業系一般廃棄物の処理手数料及び産業廃棄物処理費用も改定した。施行日は平成28年4月1日。（改正条例は51ページ参照）

<p>平成29年9月</p>	<p>「三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」が改正された。この改正により、ごみ集積所に排出された一般廃棄物を、市又は市から委託を受けた者以外の者が、収集運搬することを禁止し、集団回収のために集積所に排出された資源物を、集団回収を行う団体又は当該団体から委託を受けた者以外の者が、収集運搬することを禁止した。また、違反者に対する罰則が規定された。施行日は平成30年1月1日。(改正条例は51ページ参照)</p>
<p>平成29年11月</p>	<p>「三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」が改正された。この改正により、少量排出事業者制度が改正となり、1回のごみ(一般廃棄物に限る)排出量10kg以下の少量排出事業者が、地域の集積所にごみを排出する場合、少量排出事業者用指定ごみ袋の使用と処理手数料の納入が義務化された。施行日は平成30年10月1日。(改正条例は51ページ参照)</p>
<p>平成31年2月</p>	<p>「三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」が改正された。この改正により、一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格要件の基準に専門職大学に係る規定が追加され、専門職大学前期修了者が短期大学卒業者と同等の扱いになった。施行日は平成31年4月1日。(改正条例は51ページ参照)</p>